

福井市放課後児童クラブ設置及び事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福井市における条例、規則等、他に特別の定めのあるものを除くほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の規定に基づく放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施するため、福井市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の管理運営、事業の委託その他必要な事項を定め、もって児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(組織及び運営)

第2条 児童クラブの組織及び運営は、次に定めるとおりとする。

- (1) 児童クラブは、児童館及びげんキッズ育成事業を行っている施設（以下「児童館等」という。）のほか、小学校の余裕教室や保育所、地域の集会所等公共的な施設、継続的に使用できる民間の施設等を活用して実施するものとする。
 - (2) 事業の実施に当たっては、福井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「最低基準条例」という。）第10条第1項並びに第3項に定める放課後児童支援員（以下「支援員」という。）を配置するものとする。
 - (3) 支援員の配置は、最低基準条例第10条第2項の規定に基づき、支援の単位ごとに2人以上とするものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その限りでない。
 - ア 放課後児童支援員の1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）をもってこれに代えるとき。
 - イ その他市長がやむを得ないと認めるとき。
 - (4) 開設時間及び開設日数は最低基準条例第18条の規定に基づき、1日3時間以上、年間250日以上とするものとする。なお、土曜日及び長期休業中においては、保護者の就労実態等を踏まえ1日8時間以上開設するものとする。
- 2 前項第3号に定めるその他市長がやむを得ないと認めるのは、次のいずれかに該当するときに限るものとする。ただし、それぞれの児童クラブ等から必ず1人以上の放課後児童支援員が配置されていなければならない。
- (1) 土曜日や小学校の長期休暇期間等に、同じ小学校区内の複数の児童クラブ等が、それぞれ利用児童が少數であるため、1か所に集まって合同で学童保育を実施するとき。
 - (2) 土曜日や小学校の長期休暇期間等に、第6条に定める法人等が、異なる小学校区で実施している複数の児童クラブ等を、1か所に集めて合同で学童保育を実施するとき。
 - (3) 前2号に定める合同で学童保育を実施する場合、利用する児童の保護者から事前に同意を得るものとする。なお、合同で実施する児童クラブ等の間で、開設場所、飲食等の提供方法、非常時の連絡体制、及びトラブル等に伴う責任の所在や賠償等について、事前に文書等で取り決めを行うものとする。

(対象児童)

第3条 児童クラブを利用できる児童は、保護者が就労等の理由により、昼間に適切な保護を受けることができない市内在住の小学生とし、その他に健全育成上指導を要する児童も含むことができるものとする。

- 2 福井市教育委員会が、留守家庭を理由に校区外の小学校への就学を認めた児童については、原則放課後留守家庭児童として取り扱わないものとする。

(入会申込)

第4条 事業を利用しようとする対象児童の保護者は、あらかじめ福井市放課後児童クラブ入会申込書（様式第1号）に別に定める次の各号のいずれかの書類を添えて児童クラブに提出しなければならないものとする。

- (1) 就労証明書
- (2) 第1号に掲げるもののほか自営を証明する書類
- (3) 第1号に掲げるもののほか農業を証明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか児童クラブが必要と認める書類

(定員及び規模)

第5条 児童クラブの定員及び規模は、次に定めるとおりとする。

- (1) 児童クラブの定員は、当該事業を実施する施設及び設備の状態を勘案し、市と協議の上定めるものとする。
- (2) 定員を超えた申込があった場合、その小学校区内の他の児童クラブ等の状況等を総合的に勘案して、施設の規模や職員の指導に支障がないと認められる場合には、市と協議の上弾力的な受入ができるものとする。その際、最低基準条例第9条第2項で定める児童1人当たりの専用区画の面積を下回ることのないよう留意するものとする。
- (3) 児童数がおおむね40人を超える場合には、児童の安全を確保できる体制の下で、地域の実情に応じて1つの児童クラブの中で複数の児童の集団に分けて対応するものとする。この場合、児童の集団の規模が最低基準条例第10条第4項に定める一の支援の単位を構成する児童数を上回らないよう留意するものとする。

(事業の委託)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するため、適當と認める社会福祉法人、労働者協同組合、NPO法人、保護者会等（以下「法人等」という。）に事業の運営を委託するものとする。

- 2 市長が事業の運営を委託する法人等は、翌年度以降も受託事業を継続して行うことが確実に見込まれるものであるものとする。
- 3 委託契約は、原則毎年度4月1日に締結し、契約期間は1年間とするものとする。
- 4 法人等は、年度末までに翌年度の事業計画書及び收支予算書（様式第2号）を市長に提出するものとする。ただし、事業を継続して実施しない場合はこの限りでない。
- 5 やむを得ない事情により翌年度以降の事業の受託が困難な場合は、充分な期間をもって市長に報告し、承認を得なければならないものとする。
- 6 受託法人等が当該年度で委託事業の契約を終了する場合、次の事業受託者が円滑に事業を継承できるよう、契約期間満了後も相当の期間、協力を行わなければならないものとする。

(施設等の管理)

第7条 受託法人等は、善良なる管理者の注意を持って児童クラブに使用する施設及び設備を管理するとともに、常に良好な状態に保たなければならないものとする。

(会費)

第8条 受託法人等は、市と協議の上会費を定め、利用児童の保護者から会費を徴収するこ

とができるものとする。

- 2 受託法人等は、会費の徴収、管理について最善の注意を払い、会費を適正に取扱わなければならぬものとする。
- 3 受託法人等は、会費とは別におやつ代及びその他行事等に要する費用について、保護者の理解のもとで徴収することができるものとする。

(運営委員会)

第9条 受託法人等は児童クラブの適切な運営を図るため、児童クラブ運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置することとする。

- 2 運営委員会の運営は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 運営委員会は、委員5人以上をもって組織する。
 - (2) 委員は、地区社会福祉協議会役員、民生児童委員、自治会連合会長など自治会役員、小学校長、公民館長、PTA役員、保護者の代表等で構成する。
 - (3) 委員は、委員の中から委員長を選出する。
 - (4) 委員長は運営委員会を代表し、本会の目的遂行に努力する。
 - (5) 運営委員会は、年2回以上開催する。
 - (6) 運営委員会は、児童クラブの運営内容、会計処理、事業計画、企画立案、地域との連携方法等について審議し、児童クラブに助言する。
 - (7) 運営委員会が直接児童クラブの運営を担うこともできるものとする。その場合の構成員は、第2項第1号並びに第2号に定める人数、委員で構成しなければならない。

(活動内容)

第10条 児童クラブの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
- (2) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (3) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上
- (4) 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- (5) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (6) 地域組織との積極的な交流

(届出)

第11条 本市において当該事業を行うものは、法第34条の8第2項、第3項及び第4項に規定される本事業の届出を市長に提出しなければならないものとする。

- 2 前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更後1カ月以内に、その旨を市長に届け出なければならないものとする。

(委託料)

第12条 市長は、第6条の委託契約により締結した受託法人等に対して、別表1または別表2に基づき予算の範囲内で委託料を支払うものとする。

(報告等)

第13条 受託法人等の代表者は、次のとおり報告等を行うものとする。

- (1) 1年間の事業実績について、事業費を確定し、児童クラブ実績報告書及び収支決算書(様

式第3号又は任意の様式)を作成の上、指定を受けた期日までに市長に提出しなければならない。

- (2) 1ヶ月ごとの事業実績に関して、児童クラブ月間事業報告書(様式第4号)を作成し、翌月10日までに市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、既に支払った委託料の内、光熱水・通信費加算分が、決算額を上回る場合は、委託料返還命令書(様式第5号)を受託法人等に通知し、その差額の返還を命ずることができるものとする。
- 3 受託法人等の代表者は、会費、委託料、寄付金等の収支予算及び決算状況を、適当な時期に運営委員会等に報告しなければならないものとする。
- 4 市長は、事業の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めたときは、受託法人等の代表者に対し随時報告又は資料の提出を求めるとともに、調査を行い、必要な指示を行うことができるものとする。

(備えておくべき書類)

第14条 受託法人等が備えておくべき書類等については、次の帳票類を作成し、常に整備するものとする。なお、当該書類については、各年度の事業終了後5年間保存するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 活動日誌
- (3) 登録児童名簿
- (4) 登録児童出欠簿
- (5) 収支予算書
- (6) 収支決算書
- (7) 支払等証拠書類綴
- (8) 金銭出納帳
- (9) 通帳
- (10) 支援員出欠簿
- (11) 支援員名簿・履歴書綴
- (12) 支援員賃金台帳
- (13) 入会申込書
- (14) 会費納入記録簿
- (15) 備品管理台帳
- (16) 運営委員会関係綴
- (17) 消防計画等防災関係綴
- (18) 支援員研修記録簿
- (19) 苦情解決処理関係綴
- (20) たより等広報資料綴
- (21) 緊急時における対応方法(危機管理マニュアル)

(留意事項)

第15条 第1条に規定する目的と、その目的を異にするスポーツクラブや塾等、及び公共性を欠くものは、本事業に該当しないものとする。

- 2 利用児童の募集に当たっては、事業の公共性に留意して行うこととする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 福井市放課後児童対策事業実施要綱（平成3年4月1日）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月20日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年10月4日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行し、令和2年3月2日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月18日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（児童館等で実施する児童クラブ）

項目	委託料の内容													
放課後児童支援員（常勤職員に限る）を2名以上配置	基本額	1 児童クラブごとの登録児童数に応じ、下表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録児童数</th> <th>委託料（円／年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9人以下</td> <td>3,411,000</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>3,646,000</td> </tr> <tr> <td>20～29人</td> <td>4,635,000</td> </tr> <tr> <td>30～35人</td> <td>4,996,000</td> </tr> <tr> <td>36人以上</td> <td>5,545,000</td> </tr> </tbody> </table>	登録児童数	委託料（円／年）	9人以下	3,411,000	10～19人	3,646,000	20～29人	4,635,000	30～35人	4,996,000	36人以上	5,545,000
登録児童数	委託料（円／年）													
9人以下	3,411,000													
10～19人	3,646,000													
20～29人	4,635,000													
30～35人	4,996,000													
36人以上	5,545,000													
※ 年間開設日数250日としての基本額														
放課後児童支援員等（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置	支援の単位加算	児童数50名以上で、複数の支援の単位に分ける場合、一つの支援の単位を構成する登録児童数に応じ、下表のとおり加算する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録児童数</th> <th>委託料（円／年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10～19人</td> <td>1,275,000</td> </tr> <tr> <td>20～29人</td> <td>1,552,000</td> </tr> <tr> <td>30人以上</td> <td>2,107,000</td> </tr> </tbody> </table>	登録児童数	委託料（円／年）	10～19人	1,275,000	20～29人	1,552,000	30人以上	2,107,000				
登録児童数	委託料（円／年）													
10～19人	1,275,000													
20～29人	1,552,000													
30人以上	2,107,000													
1 児童クラブごとの登録児童数に応じ、下表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録児童数</th> <th>委託料（円／年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9人以下</td> <td>2,893,000</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>3,367,000</td> </tr> <tr> <td>20～35人</td> <td>3,834,000</td> </tr> <tr> <td>36人以上</td> <td>4,717,000</td> </tr> </tbody> </table>	登録児童数	委託料（円／年）	9人以下	2,893,000	10～19人	3,367,000	20～35人	3,834,000	36人以上	4,717,000				
登録児童数	委託料（円／年）													
9人以下	2,893,000													
10～19人	3,367,000													
20～35人	3,834,000													
36人以上	4,717,000													
	支援の単位加算	※ 年間開設日数250日としての基本額												
		児童数50名以上で、複数の支援の単位に分ける場合、一つの支援の単位を構成する登録児童数に応じ、下表のとおり加算する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録児童数</th> <th>委託料（円／年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10～19人</td> <td>416,000</td> </tr> <tr> <td>20～29人</td> <td>834,000</td> </tr> <tr> <td>30人以上</td> <td>1,251,000</td> </tr> </tbody> </table>	登録児童数	委託料（円／年）	10～19人	416,000	20～29人	834,000	30人以上	1,251,000				
登録児童数	委託料（円／年）													
10～19人	416,000													
20～29人	834,000													
30人以上	1,251,000													

障がい児受入 加算	<p>障がい児を受け入れる場合、人件費補助として1児童クラブ当たり年額2,059,000円を加算する。</p> <p>※ 障がい児としての認定については、身体障害者手帳、療育手帳又は特別児童扶養手当証書の所持を要件とする。ただし、医師又は児童相談所等公的機関による障害を有する証明が得られる場合は、この限りでない。</p> <p>※ 当該加算の適用を受けようとする場合は、上記の身体障害者手帳等の写しを提出すること。</p>								
障がい児受入 支援加算	<p>受け入れる障がい児の数ごとに、1児童クラブ当たり下表のとおり加算する。</p> <table border="1" data-bbox="746 617 1270 797"> <thead> <tr> <th>障がい児数(人)</th><th>委託料(円/年)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2名</td><td>150,000</td></tr> <tr> <td>3名</td><td>300,000</td></tr> <tr> <td>4名以上</td><td>450,000</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 当該加算の適用を受けようとする場合は、人数分の身体障害者手帳等の写しを提出すること。</p>	障がい児数(人)	委託料(円/年)	2名	150,000	3名	300,000	4名以上	450,000
障がい児数(人)	委託料(円/年)								
2名	150,000								
3名	300,000								
4名以上	450,000								
送迎支援加算	受託法人等が児童を車両等で送迎する場合、1児童クラブ当たり536,000円を限度として必要経費を加算する。								
放課後児童支援員 キャリアアップ 処遇改善加算	<p>県又は政令指定都市の認定を受けた放課後児童支援員に対し、経験年数や研修実績等に応じて段階的に賃金改善の仕組みを設け、その賃金改善に必要な経費を次のとおり加算する。</p> <p>(1)放課後児童支援員 対象職員1人当たり131,000円を上限とする。</p> <p>(2)概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、市が認める研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり263,000円を上限とする。</p> <p>(3)(2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、児童クラブ長の立場にある者を配置 対象職員1人当たり394,000円を上限とする。</p> <p>※ 1児童クラブ当たり年額919,000円を限度とする。</p>								
放課後児童支援員等処遇 改善加算	<p>児童クラブで働く職員の処遇の改善のため、支援の単位ごとに次により算出された額の合計額を加算する。</p> <p>11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数</p> <p>※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1カ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤1カ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。</p>								

【備考】

別表中にある登録児童数とは、年度当初において、年間を通じて継続的かつ恒常に児童クラブを利用する見込みのある児童の数のことをいう。

別表2（児童館等以外で実施する児童クラブ）

項目	委託料の内容											
放課後児童支援員（常勤職員に限る）を2名以上配置	基本額	1児童クラブごとの登録児童数に応じ、下表のとおりとする。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録児童数</th> <th>委託料（円／年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9人以下</td> <td>3,631,000</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>4,052,000</td> </tr> <tr> <td>20～29人</td> <td>5,150,000</td> </tr> <tr> <td>30～35人</td> <td>5,552,000</td> </tr> <tr> <td>36人以上</td> <td>6,162,000</td> </tr> </tbody> </table>	登録児童数	委託料（円／年）	9人以下	3,631,000	10～19人	4,052,000	20～29人	5,150,000	30～35人	5,552,000
登録児童数	委託料（円／年）											
9人以下	3,631,000											
10～19人	4,052,000											
20～29人	5,150,000											
30～35人	5,552,000											
36人以上	6,162,000											
	支援の単位加算	※ 年間開設日数250日としての基本額										
		※ ただし、複数の児童クラブを同一の建物で運営している場合は基準額の90%（千円未満切り捨て）とする。										
	開設日数加算	児童数50名以上で、複数の支援の単位に分ける場合、一つの支援の単位を構成する登録児童数に応じ、下表のとおり加算する。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録児童数</th> <th>委託料（円／年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10～19人</td> <td>1,540,000</td> </tr> <tr> <td>20～29人</td> <td>1,848,000</td> </tr> <tr> <td>30人以上</td> <td>2,464,000</td> </tr> </tbody> </table>	登録児童数	委託料（円／年）	10～19人	1,540,000	20～29人	1,848,000	30人以上	2,464,000		
登録児童数	委託料（円／年）											
10～19人	1,540,000											
20～29人	1,848,000											
30人以上	2,464,000											
		※ ただし、複数の児童クラブを同一の建物で運営している場合は基準額の90%（千円未満切り捨て）とする。										
		300日を限度として、年間開設日数250日を超える分について、1日当たり26,000円を加算する。										
放課後児童支援員等（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置	基本額	※ ただし、複数の児童クラブを同一の建物で運営している場合、基準額を1日当たり23,000円とする。										
		※ 利用人数の少ない土曜日等において、2つ以上の児童クラブが合同で実施する場合は、当該土曜日等はいずれか1つの児童クラブの開設日数として計上すること。ただし、各児童クラブが第2条第3項の基準を満たしている場合はこの限りでない。なお、どちらの開設日数に含めるかは、原則当該土曜日等における放課後児童支援員などの配置状況により決定すること。										
		1児童クラブごとの登録児童数に応じ、下表のとおりとする。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録児童数</th> <th>委託料（円／年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9人以下</td> <td>2,500,000</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>2,921,000</td> </tr> <tr> <td>20～29人</td> <td>4,019,000</td> </tr> <tr> <td>30～35人</td> <td>4,421,000</td> </tr> <tr> <td>36人以上</td> <td>5,031,000</td> </tr> </tbody> </table>	登録児童数	委託料（円／年）	9人以下	2,500,000	10～19人	2,921,000	20～29人	4,019,000	30～35人	4,421,000
登録児童数	委託料（円／年）											
9人以下	2,500,000											
10～19人	2,921,000											
20～29人	4,019,000											
30～35人	4,421,000											
36人以上	5,031,000											
※ 年間開設日数250日としての基本額												

	支援の単位加算	<p>児童数 50 名以上で、複数の支援の単位に分ける場合、一つの支援の単位を構成する登録児童数に応じ、下表のとおり加算する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録児童数</th><th>委託料（円／年）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10～19 人</td><td>1,196,000</td></tr> <tr> <td>20～29 人</td><td>1,434,000</td></tr> <tr> <td>30 人以上</td><td>1,793,000</td></tr> </tbody> </table>	登録児童数	委託料（円／年）	10～19 人	1,196,000	20～29 人	1,434,000	30 人以上	1,793,000
登録児童数	委託料（円／年）									
10～19 人	1,196,000									
20～29 人	1,434,000									
30 人以上	1,793,000									
	開設日数加算	<p>300 日を限度として、年間開設日数 250 日を超える分について、1 日当たり 20,000 円を加算する。</p> <p>※ 利用人数の少ない土曜日等において、2 つ以上の児童クラブが合同で実施する場合は、当該土曜日等はいずれか 1 つの児童クラブの開設日数として計上すること。ただし、各児童クラブが第 2 条第 3 項の基準を満たしている場合はこの限りでない。なお、どちらの開設日数に含めるかは、原則当該土曜日等における放課後児童支援員などの配置状況により決定すること。</p>								
	障がい児受入加算	<p>障がい児を受け入れる場合、人件費補助として 1 児童クラブ当たり年額 2,059,000 円を加算する。</p> <p>※ 障がい児としての認定については、身体障害者手帳、療育手帳又は特別児童扶養手当証書の所持を要件とする。ただし、医師又は児童相談所等公的機関による障害を有する証明が得られる場合は、この限りでない。</p> <p>※ 当該加算の適用を受けようとする場合は、上記の身体障害者手帳等の写しを提出すること。</p>								
	障がい児受入支援加算	<p>受け入れる障がい児の数ごとに、1 児童クラブ当たり下表のとおり加算する。</p> <table border="1" data-bbox="743 1388 1275 1574"> <thead> <tr> <th>障がい児数（人）</th><th>委託料（円／年）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 名</td><td>150,000</td></tr> <tr> <td>3 名</td><td>300,000</td></tr> <tr> <td>4 名以上</td><td>450,000</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 当該加算の適用を受けようとする場合は、人数分の身体障害者手帳等の写しを提出すること。</p>	障がい児数（人）	委託料（円／年）	2 名	150,000	3 名	300,000	4 名以上	450,000
障がい児数（人）	委託料（円／年）									
2 名	150,000									
3 名	300,000									
4 名以上	450,000									
	小規模児童クラブ支援加算	<p>登録児童数が 19 人以下となる場合、人件費補助を目的として 1 児童クラブあたり年額 643,000 円を加算する。</p>								
	送迎支援加算	<p>受託法人等が児童を車両等で送迎する場合、1 児童クラブ当たり 536,000 円を限度として必要経費を加算する。</p>								
	新規開設加算	<p>児童クラブを新規開設する場合、遊具、図書、その他備品等を購入し事業開始に必要な整備を行うため、開設初年度に限り下表のとおり登録児童数に応じた額を加算する。</p> <table border="1" data-bbox="647 2039 1219 2077"> <thead> <tr> <th>登録児童数（人）</th><th>加算額（円／年）</th></tr> </thead> </table>	登録児童数（人）	加算額（円／年）						
登録児童数（人）	加算額（円／年）									

		9人以下	100,000	
		10~19	200,000	
		20~35	300,000	
		36~49	400,000	
		50~70	500,000	
電気料等高騰対策加算		事業にかかる光熱水費等を受託法人等が負担することとなる場合、合わせて1児童クラブ当たり年額400,000円を限度として、実績額に基づいて積算した負担相当額を加算する。ただし、本事業のみ実施している法人所有の施設で、かつ当該支出が2年以上連続して400,000円を超過する場合は、年額600,000円を限度として超過年度の支出平均額を加算することができる。 ※ 当該加算の適用を受けようとする場合は、算定の積算資料として1年間（前年または前年度）の当該支出の証拠書類等の写しを提出すること。		
施設等 賃借料加算		事業を実施するための建物等賃借料（土地代含む）を受託法人等が負担することとなる場合、1児童クラブ当たり年額500,000円を限度として負担相当額を加算する。		
放課後児童支援員 キャリアアップ 処遇改善加算		県又は政令指定都市の認定を受けた放課後児童支援員に対し、経験年数や研修実績等に応じて段階的に賃金改善の仕組みを設け、その賃金改善に必要な経費を次のとおり加算する。 (1)放課後児童支援員 対象職員1人当たり131,000円上限 (2)概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、市が認める研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり263,000円上限 (3)(2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、児童クラブ長の立場にある者を配置 対象職員1人当たり394,000円上限 ※ 1児童クラブ当たり年額919,000円を限度とする。		
放課後児童支援員等処遇 改善加算		児童クラブで働く職員の処遇の改善のため、支援の単位ごとに次により算出された額の合計額を加算する。 11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数 ※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1カ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤1カ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。		

【備考】

別表中にある登録児童数とは、年度当初において、年間を通じて継続的かつ恒常に児童クラブを利用する見込みのある児童の数のことをいう。

様式第1号（第4条関係）

福井市放課後児童クラブ入会申込書

あて	(申請日)	令和 年 月 日
現住所 (必ず住民票登録地)		〒 -
保護者氏名 (署名又は記名押印)		
入会審査時の連絡先 (携帯電話)		- - - 児童との続柄 ()

の入会について、次のとおり申し込みます。

①児童の状況 ※裏面に記載されている注意事項をよく読み、令和 年 月 日現在で記入してください。

入会申込児童	ふりがな 氏名		生年月日		年齢	※性別
			平成 令和 年 月 日		歳	
	出身保育園・幼稚園・認定こども園名 (新1年生のみ記入)		入学予定校 又は 学校名		土曜日利用 希望の有無	延長利用 希望の有無
		小学校 年		有・無	有・無	
緊急連絡先 (優先順)	①	- - 児童との続柄等 ()		送迎者氏名 (優先順)	①	
	②	- - 児童との続柄等 ()			②	
	③	- - 児童との続柄等 ()				
特別な配慮や 支援の必要性 (手帳・診断書等 の写しを添付)	有 ・ 無	□ 身体障害者手帳	障がい名：	等級：		
		□ 療育手帳	障がい名：	等級：		
	□ 発達障がい	障がい名：				
	□ 食物アレルギー	原因食物：				
	□ その他	()				

※ 「性別」欄：記載は任意です。未記載とすることも可能です。

②世帯の状況 ※入会申込児童を除く「全ての同居家族」を記入してください。

区分 世帯員 (入会申込児童を除く)	ふりがな 氏名		児童との続柄	生年月日	年齢	職業(勤務先)又は 学校・施設名(学年)等	入会を必要とする理由 (勤務証明書・診断書等を添付)		
				昭和 平成 令和 年 月 日		()	<input type="checkbox"/> 就労・就学 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職活動中 <input type="checkbox"/> 育児		
				昭和 平成 令和 年 月 日		()	<input type="checkbox"/> 就労・就学 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職活動中 <input type="checkbox"/> 育児		
				昭和 平成 令和 年 月 日		()	<input type="checkbox"/> 就労・就学 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職活動中 <input type="checkbox"/> 育児		
				昭和 平成 令和 年 月 日		()	<input type="checkbox"/> 就労・就学 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職活動中 <input type="checkbox"/> 育児		
入会を必要とする理由(具体的に記入)									

③祖父母の状況 ※別居の住所は、福井市の方は番地まで、福井市以外の方は市区町村まで記入してください。

続柄	氏名 (年齢)	子どもとの同・別居 (別居の住所)	就労状況 (職業)	健康状況
父方	(歳)	同・別 ()	有()・無	良・否
	(歳)	同・別 ()	有()・無	良・否
母方	(歳)	同・別 ()	有()・無	良・否
	(歳)	同・別 ()	有()・無	良・否

④「育児」を要件に児童クラブを利用する場合、下記の欄を記入してください。

育休取得の有無	育児休暇取得期間 ※育休取得「無」の場合記載不要	育児を行う子どもの名前	育児を行う子どもの生年月日
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		令和 年 月 日

⑤学校、児童クラブ、自宅の位置関係がわかるよう地図を添付してください。

添付確認

＜注意事項＞

- ・親戚等を預け先として就学校を変更している場合は、要件に関わらず入会できません。
- ・添付書類に不備があると年度当初からご利用いただけない場合がありますので、手続きは余裕をもってお願いします。
- ・記載事項に虚偽がある又は実態と異なる場合は、入会取消しとなることがありますのでご了承ください。
- ・土曜日利用、延長利用は児童クラブによって取扱いが異なりますので、各児童クラブにご確認ください。

「入会を必要とする理由」欄は、下記のとおり要件に応じて添付書類を提出してください。

保護者等（同居する成人全員）が次の（1）～（10）のいずれかに該当する必要があります。

要件	内容	添付書類
（1）就労（被用者）	新1～3年生：週3日以上14時30分以降も勤務していること	就労証明書
（2）就労（自営業）	新4～6年生：週3日以上15時以降も勤務していること	上記+自営を証明する書類※①
（3）就労（農業）		上記+農業を証明する書類※①
（4）就学・職業訓練	就学または技能訓練をしていること (高校生以下の就学の場合は不要です)	在学証明書、受講証明書等 その他関係書類※②
（5）妊娠・出産	妊娠中または出産後間がないこと（産前6週、産後8週まで）	母子健康手帳の写し
（6）疾病・障がい	疾病・負傷または心身に障がいを有していること	手帳等の写しもしくは診断書
（7）介護・看護	長期にわたり、疾病・負傷または心身に障がいを有する同居の親族を常時介護・看護していること	介護・看護状況申告書 手帳、介護保険被保険者証等の写し
（8）求職活動中	求職活動（起業準備を含む）のため日中自宅外にいること	求職活動（起業準備）状況申立書
（9）育児休業を取得して育児中	育児休業を取得しており、その子どもの育児のために兄姉が児童クラブを利用すること ただし、利用期間及び利用時間は下記のとおりとする ・育児をする子どもの1歳に達する日の属する月の月末まで ・利用可能時間は16時まで（長期休業期間中を含む）	就労証明書 (育休取得期間を記載) 母子手帳の写し (出生日がわかるページ)
（10）育児休業を取得しないで育児中	子どもの育児のために兄姉が児童クラブを利用すること ただし、利用期間及び利用時間は下記のとおりとする ・育児をする子どもの1歳に達する日の属する月の月末まで ・利用可能時間は16時まで（長期休業期間中を含む）	母子手帳の写し (出生日がわかるページ)

※①自営・農業を証明する書類は就労証明書に詳細あり

※②受講時間及び在学期間が確認できる資料

*児童クラブ記載欄

受付年月日	令和 年 月 日	受理者	審査結果	承認・不承認

様式第2号（第6条関係）

年度 児童クラブ事業計画書及び収支予算書

児童クラブ名	
運営団体	
代表者名	
児童クラブ住所	(電話番号)
施設名	公的施設等（名称：） 民家・その他（具体的に：）

1 事業内容

開設時間 平日開設時間（：～：）※最長時間

土曜日・長期休暇（：～：）※最長時間

休日（）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	平均
開設日数														
児童数	1年													
	2年													
	3年													
	4年													
	5年													
	6年													
	長期のみ													
	合計													

(注) 平均欄は、開設日数は1ヶ月平均、児童数は1日平均で計上すること。

(注) 休日欄には、日曜・国民の祝日以外で設定している日を月日で記入すること。

2 支援員の状況

氏名	年齢	長期のみ	資格・職歴	給与形態	時給または月給額	1日の勤務時間	1ヶ月の勤務日数	年間の給与総額（予定）

(注) 長期のみ欄は、長期休暇期間のみ雇用される支援員に○をつけ、それ以外は空白にすること。

3 収支予算

収 入

費 　目	予 算 額 (円)	備 考
会 費		
委託料		
寄付金		
繰入金		
雑収入		
繰越金		
計		

(注) おやつ会計分は計上しないこと

(注) 該当する費目がない場合は、費目を追加・修正すること。

支 出

費 　目	予 算 額 (円)	備 考
賃 金		
報償費		
会議(食糧)費		
旅 費		
衛生・安全対策費		
消耗品費		
印刷製本費		
材料費		
食糧費		
修繕費		
運搬費		
書籍購入費		
ゴミ処理費		
郵便料		
保険料		
備品購入費		
光熱水費		
通信費(電話代)		
施設等賃借料		
使用料		
負担金		
計		

(注) おやつ会計分は計上しないこと

(注) 該当する費目がない場合は、費目を追加・修正すること。

様式第3号（第13条関係）

年度 児童クラブ実績報告書及び収支決算書

児童クラブ名	
運営団体	
代表者名	
児童クラブ住所	(電話番号)
施設名	公的施設等（名称：） 民家・その他（具体的に：）

1 事業内容

開設時間 平日開設時間 (: ~ :) ※最長時間

土曜日・長期休暇 (: ~ :) ※最長時間

休日 ()

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	平均
開設日数														
児童数	1年													
	2年													
	3年													
	4年													
	5年													
	6年													
	長期のみ													
合計														

(注) 平均欄は、開設日数は1ヶ月平均、児童数は1日平均で計上すること。

(注) 休日欄には、日曜・国民の祝日以外で設定している日を月日で記入すること。

2 支援員の状況

氏名	年齢	長期のみ	資格・職歴	給与形態	時給または月給額	1日の勤務時間	1ヶ月の勤務日数	年間の給与総額（実績）

(注) 長期のみ欄は、長期休暇期間のみ雇用される支援員に○をつけ、それ以外は空白にすること。

3 収支決算

収 入

費 　目	決 算 額 (円)	備 考
会 費		
委託料		
寄付金		
繰入金		
雑収入		
繰越金		
計		

(注) おやつ会計分は計上しないこと

(注) 該当する費目がない場合は、費目を追加・修正すること。

支 出

費 　目	決 算 額 (円)	備 考
賃 金		
報償費		
会議(食糧)費		
旅 費		
衛生・安全対策費		
消耗品費		
印刷製本費		
材料費		
食糧費		
修繕費		
運搬費		
書籍購入費		
ゴミ処理費		
郵便料		
保険料		
備品購入費		
光熱水費		
通信費(電話代)		
施設等賃借料		
使用料		
負担金		
計		

(注) おやつ会計分は計上しないこと

(注) 該当する費目がない場合は、費目を追加・修正すること。

様式第4号（第13条関係）

第
年
月
日
号

様

福井市長

印

福井市放課後児童クラブ事業 委託料返還命令書

年 月 日付で締結した委託契約に係る福井市放課後児童クラブ事業を実施するための委託料については、下記のとおり返還を命ずる。

記

1 返還を命ずる額 円

2 返還期限 年 月 日

3 返還を命ずる理由

4 返還方法

様式第5号（第13条関係）

年 月 日

福井市長様

児童クラブ名：

（支援の単位A・Bを必ず記載してください）

児童クラブ月間事業報告書（月分）

みだしのことについて、下記のとおり報告します。

記

1 開設日数及び利用児童数

※学校の長期休業期間のみ利用する児童も含むこと

日	曜日	開設日数						曜日	うち土曜日に開設した日数						曜日	開設した日数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年		1年	2年	3年	4年	5年	6年		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1								12							23							
2								13							24							
3								14							25							
4								15							26							
5								16							27							
6								17							28							
7								18							29							
8								19							30							
9								20							31							
10								21							合計							
11								22							平均							

2 当月の利用児童数

※学校の長期休業期間のみ利用する児童も含むこと

※土曜日等を除いた平日の利用日数で算定すること

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
平日17日以上利用							
平日13~16日利用							
平日9~12日利用							
平日5~8日利用							
平日1~4日利用							
合計							

3 特記事項（支援の単位Bは記載不要）

※児童クラブで行事等を催した場合は、開催日と行事詳細を記すこと。